

令和4年5月19日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として新型コロナワクチンの更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）を実施することが了承されるとともに、その対象者、新型コロナワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）からの接種間隔等についても方針が取りまとめられました。

今後、必要な法令改正等を経て施行される予定ですが、高齢者施設等の入所者等の接種について、現時点で想定される内容を下記のとおりお知らせします。重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者等について速やかな接種が行われるよう、衛生部局と介護保険担当主幹部局の連携のうえご対応をお願いいたします。

記

1. 対象者

4回目接種の対象者については、分科会において、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「基礎疾患を有する者等」という。）とすることが適当であるとされた。基礎疾患の具体的な内容としては、自治体向け手引き（7.1版）第2章2(2)アの表1に列挙するものが想定されるため、同表を参照すること。

高齢者施設等の入所者等の大半は、60歳以上の者として4回目接種の対象となる。また、従事者については、60歳以上の者に加え、18歳以上60歳未満であって基礎疾患を有する者等に該当する場合、接種の対象となる。

2. 高齢者施設等での接種体制の構築について

各市町村においては、管内の高齢者施設等に対して速やかに4回目接種について案内を行い、可能な限り早期に高齢者施設等の入所者等に対する接種体制を構築すること。この際、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について（その2）」（令和4年2月18日厚生労働省健康局健康課予防接種室等事務連絡）においてお示しした、高齢者施設等での接種での課題への対応方策（別添1）も参考に、各施設の課題に応じて支援を行うこと。また、都道府県は、こうした市町村の取組について広域的な支援をされたい。

3. 自治体における進捗管理等について

各市町村においては、管内の高齢者施設等と密接に連携し、接種の進捗状況を把握し、3回目接種から5か月経過後の可能な限り早期に、より多くの希望する入所者等が接種を受けられるよう、施設の取組の進捗を管理されたい。3回目接種の際には、別添2（令和4年2月18日自治体説明会資料抜粋）にあるように、県が高齢者施設等での接種での進捗状況を把握し、速やかに接種を進めた事例がみられたところであり、都道府県は、管内市町村の取組について把握し、都道府県全体の高齢者施設等での接種の進捗管理をされたい。

4. 接種状況調査について

今後、3回目接種時と同様に、高齢者施設等での4回目接種について、接種状況調査を行い、結果を公表する予定であるので、ご了解願いたい。高齢者施設等での3回目接種は、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）進捗状況の実態再調査の結果について」（令和4年3月15日厚生労働省健康局健康課予防接種室等事務連絡）でお示したとおり、

- ・ 88%の高齢者施設等で本年2月末までに、
- ・ 95%の高齢者施設等で本年3月中旬までに接種が完了している。

こうした3回目接種の完了時期から5か月間経過する時期を念頭に、本年7月末までの接種の実施状況と8月末までの接種実施の見込みを調査し、公表する。調査にあたっては、都道府県において管内市町村の状況を取りまとめ、ご報告いただくことを予定しているところ、詳細については追って連絡する。これを踏まえて高齢者施設等における接種の進捗管理を行っていただきたい。

以上